

申請者等のみなさまへ

雇用保険の資格取得届は、 4月・5月の各月上旬から中旬を避けて 提出をお願いします。

平素より、各種手続きにご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

例年、4月及び5月は就職・退職に伴う手続きが大幅に増加する時期となっております。

このため、最も混み合う4月・5月の上旬から中旬にかけては、失業等給付に影響が生じないよう、離職票の発行を優先して対応しております。

その結果、**資格取得届につきましては、通常よりもお時間を頂戴している状況**でございます。

ご不便をお掛けし、大変申し訳ございませんが、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

資格取得届については、雇用保険法施行規則第6条の規定により、**被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日まで**が提出期限です。

期限を超過しても申請は可能ですが、下記のとおり、原則、追加の添付書類が必要になります。

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| ・ 翌月10日を超過したとき | 下記のうち①＋② |
| ・ 取得日から6か月を超過したとき | 下記のうち①＋②＋③ |
| ・ 取得日から2年を超過したとき（保険料の徴収があった場合のみ） | 下記のうち①＋②＋③＋④ |

- ① 出勤簿、タイムカードなど
 - ② 賃金台帳、給与明細など
 - ③ 遅延理由証明書
 - ④ 聴取書

※上記①から④以外にも、適宜、資料の提出を求める場合があります。

